

大金は 引き出す前に まず相談を 振り込め詐欺(恐喝)にご注意

問合せ 碧南警察署 ☎(46)0110

県内の振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺の被害は、平成26年11月末現在528件、被害総額は約30億円となり、件数・被害金額とも増加しています。1件あたりの被害金額も約550万円と高額になるなど、極めて深刻な状況となっています。

被害全体の約8割を占める振り込め詐欺の被害者は約7割が60歳以上の人で、息子や孫への愛情を悪用した極めて卑劣な犯罪に遭っています。被害に遭われた人の99%は、振り込め詐欺について知っていたにもかかわらず、被害に遭っています。

被害防止対策

- すぐに振り込まない、1人で振り込まない、必ず誰かに相談する
- 日ごろから被害を防ぐ対処方法を家族で話し合っておく
- 留守番電話を活用し、直接犯人と会話をしない



固定資産税の 減免制度



市では、一定の条件に該当する場合に、固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。平成27年度の減免を受けるには申請が必要です。

対象 1月1日現在で次のすべてに該当する人
※世帯分離をしても、同じ敷地内に住む場合は同一世帯とみなします。

- ①居住用資産（自分の居住用に利用している土地と家屋）以外の固定資産を所有していないこと
- ②世帯員が所有する資産の宅地面積（共有の私道を所有する場合は、当該私道のうち世帯員の持分割合で算出した面積を含めます）が200㎡以下で、かつ住宅延床面積が120㎡以下であること
- ③平成26年度の市民税の税額控除前の所得割額の世帯合計額が、36,000円以下であること
- ④次のいずれかの世帯に属していること
 - ・高齢者世帯（65歳以上の人のみで構成されている世帯またはこれらの世帯に18歳未満の人が加わった世帯）
 - ・障害者世帯（身体障害者手帳1～4級または療育手帳のA・B判定に該当する人、もしくは精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する人がいる世帯）
 - ・市が支給するこどもすこやか手当を受給している人がいる世帯

申込み 3月2日(月)までに各種手帳、印鑑を持参し
税務課固定資産税係

【注意事項】

減免の対象となる固定資産税・都市計画税は、納期限未到来分で、かつ未納分に限りです。すでに納期限が到来したものや納付したものは、減免の対象となりませんので、納期限前かつ納付前に必ず申請をしてください。

防 災 講 演 会

家族と地域を守るために、一步踏み出すきっかけにしませんか。

とき 2月11日(水)
10時～11時30分

ところ 文化会館

講師 阪本真由美氏（名古屋大学減災連携研究センター特任准教授）

定員 120人（先着順）

申込み 2月9日(月)までに①参加人数②代表者の氏名を電話、Eメールで**防災安全課防災係** (☎bosai@city.hekinan.lg.jp)

※Eメールの件名は「講演会申込」としてください。



【同時開催】展示 災害時に役立つ「備え」

自由に見学できます。

とき 2月11日(水) 9時～12時

ところ 文化会館